PRESS RELEASE

令和6年3月15日 愛媛県市町振興課

ふるさと納税制度の指定基準に基づく地域資源の認定について

愛媛県はこの度、県内の一部自治体からの要望により、ふるさと納税制度の指定基準に基づき、本県の地域資源として次のとおり認定しましたので、お知らせします。

ふるさと納税寄附に対し自治体が提供する返礼品は原則として、 地域の区域内で生産された物品又は提供される役務(いわゆる地場 産品)であることが必要ですが、当該認定により当該物品は認定区 域内の共通の地域資源とされ、返礼品として提供できることとなり ます。

- 1 認定物品 河内晚柑
- 2 認定市区町村 松野町、鬼北町、愛南町
- 3 認 定 期 間 令和6年3月15日から同年9月30日まで 総務大臣からふるさと納税の対象となる 地方団体の指定を受けた期間に準じる
- 4 根 拠 規 定

地方税法第 314 条の 7 第 2 項 地方税法施行規則第 1 条の 16 第 2 項 平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条第 8 号ハ

一変媛県総務部総務管理局市町振興課 お問い合わせ先 TEL:089-912-2210 FAX:089-912-2209